

静岡県人事委員会は、静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 7-1186

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-29）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 条例附則第3項第2号の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域</u></p> <p><u>(4) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域</u></p> <p>5 条例附則第3項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とし、同項に規定する人事委員会規則で定める額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 前項第3号の区域において行う作業のうち屋外において行うもの（第一原子力発電所の敷地内において行うもの、前項第1号に掲げる区域において行うもの及び同項第2号に掲げる区域において行うもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 条例附則第3項第2号の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>5 条例附則第3項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とし、同項に規定する人事委員会規則で定める額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>

に設定することとされた区域において行うものを除く。次号において同じ。) 6,600円

(6) 前項第3号の区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(7) 前項第4号の区域において行う作業のうち屋外において行うもの（第一原子力発電所の敷地内において行うもの、前項第1号に掲げる区域において行うもの、同項第2号に掲げる区域において行うもの及び同項第3号に掲げる区域において行うもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。次号において同じ。) 5,000円

(8) 前項第4号の区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,000円

7 (略)

7 (略)

(原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための災害応急作業等手当の特例)

8 条例附則第5項第1号に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とし、同項に規定する人事委員会規則で定める額は、当該各号に定める額を超えない範囲内で、人事委員会が定める額とする。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円

(2) 特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円

9 条例附則第5項第2号の人事委員会規則で定めるものは、特定原子力事業所に係る本部

長指示により設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業とし、同項に規定する人事委員会規則で定める額は、10,000円を超えない範囲内で、人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）とする。

10 同一の日において、第8項各号又は前項の作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。